

# 鳴り砂

2-125号 (通巻304号) 2023. 7. 20.

発行●みやぎ脱原発・風の会

〈連絡先〉〒980-0811

仙台市青葉区一番町4-1-3

仙台市市民活動サポートセンター内 LC No.76

電話&FAX 022-356-7092 (須田)

<http://miyagi-kazenokai.com/>

《郵便振替口座》02220-3-49486

会費●3000円 賛同会費●1000円/年

**国策に異議あり！ みんなの声を集め、高らかにアピールしよう！！**

**ストップ！女川原発再稼働意見広告運動＝紙面デモにご協力を！**

6月20日夜、宮城県民会館にて、「ストップ！女川原発再稼働 紙面デモ（意見広告）運動キックオフ集会」が開催され、いよいよ意見広告運動がスタートした。東北電力が2024年2月女川2号機の再稼働の姿勢を崩していないなか、宮城県民そして全国の市民はこの再稼働を決して認めていない、あくまで反対だという思いを、新聞紙面を通じて結集させようというのが、この「紙面デモ」の目的だ（くわしくは意見広告運動のチラシまたは <https://stop-onagawa-nuke.jp/>参照）。

今年9月の『河北新報』での掲載に向け、諸費用あわせて400万円を集め切るとともに、この過程を通じて、さらに再稼働反対、そして岸田政権の原発回帰の政策転換は許されないとの世論を盛り上げていこう。

**●改めて「怒り」と「尊厳」を共有したキックオフ集会～国策だからといっていいなりはおかしい！**

キックオフ集会では、まず発起人の一人である篠原弘典さんが、この間の状況について発言した。「脱原発東北電力株主の会」の代表でもある篠原

さんは、株主総会の招集通知書を手し、東北電力は過去最悪の財務状況であり、配当はゼロで、有利子負債は3兆3756億円にものぼっているとして、「こんな会社に原発再稼働を任せていいのか」と指摘。また2020年以降の2号機を巡る動きを振り返りながら、規制委員会が「合格」をだし、宮城県の安全性検討会も明確な判断もせずに関与してしまった後になって、サプレッションチェンバーの耐震性の問題や、水素爆発への対応の変更など、次々と問題が明らかになり、「安全性はなんら保証されていない状態」だと喝破する。そして、女川原発のそばに設置した「事故で止まるか、みんなで止めるか」という看板を引き合いに出して、「2度と福島のような事故を起こしてはならず、みんなで止めよう！という思いを集め、県民投票条例を求める運動の時のような盛り上がりをつくり、世論がどこにあるのか示していこう！」と檄を飛ばした。

次に、同じく発起人の半田正樹さん（東北学院大名誉教授）が、この運動の趣旨について発言した。「6月20日は私の個人的記念日です」と切り出した半田さん。つまり1958年6月20日、フランスの深海潜水艇バチスカーフが当時の潜水

## ストップ！女川原発再稼働 紙面デモ(意見広告)運動「スパート集会」

☆講演：小出裕章さん（元京都大学原子炉実験所助教）

「女川原発再稼働の根拠は全くない！」

日時：2023年8月11日（金・祝）15時～16時30分

会場：エル・パーク仙台 セミナーホール（三越定禅寺通り館5F） 〈参加費無料〉

主催：「ストップ！女川原発再稼働」意見広告の会

連絡先：080-1673-8391（多々良） Eメール [onagawaiken@gmail.com](mailto:onagawaiken@gmail.com)

※ZOOMURL ミーティング ID:890 4299 0825 パスコード：326771

<https://us02web.zoom.us/j/89042990825?pwd=OFBRRVBGazU0ZVZlKzV4S0FzY0Y0UT09>

記録 3,100mを作ったのだが、その潜水地点が女川沖で、そのテレビニュースを見た半田少年にとって「女川」という地名が心に刻まれた記念日だというのだ。「それはともかくとして、あの 3.11 以降、私たちは大小様々な集会・デモ・アピールを続け、もはや原発の再開はあり得ないと思ってきたが、2018 年以降、県民投票条例の県議会での屈辱的な否決や、最近では差し止め裁判における、果たして裁判官に知性はあるのかと疑うような判決と、逆風が吹いている」として、この動きに抗する取組みとして今回の意見広告運動を紹介した。

「しかし、これは市場原理主義のど真ん中の運動です」として、「そもそも広告には 4 つの要件があります」と分析をする。つまり、①広告主 ②訴えたい中身をもっている③マスメディアを使う④有料である、ということだが、それぞれ①広告主は最終的には名前を掲載（匿名も含め）する全員 ②例えば、今回の呼びかけ人の一人の小出裕章さんは「今だけ・金だけ・自分だけ」の政治に流されている動きに異議を訴えたいとしているが、自分（半田さん）としては、国策だから何を言っても始まらないということではなく、地元のことは自分たちで決める、国策の押し付けには黙っとらん、という地域主権の大原則に力点を置きたいと思っている。このように、10 人いれば 10 個の言いたいことがあるはず ③この間、原発問題の本質は何であるのかについて掘り下げてきた『河北新報』の姿勢は変わらないであろう ④諸経費あわせて 400 万円は少ない額ではないが、時間は限られているが不可能ではない、と分析した。その上で、「原発のない女川へ、を願いつつ、今日 6 月 20 日を新しい私たちの女川記念日とすることを確信して」話を締めくくった。

続いて、呼びかけ人から女性 3 人が発言した。最初に「女性ネット」の本田永久子さんが、2012 年 6 月に女性ネットが行った『河北新報』の 1 面広告「子どもたちに原発のない社会を！」を提示しながら発言した。「この時は日頃付き合いのない方も含め 75 人に呼びかけ人になってもらい、5000 もの個人・団体から賛同が集まりました」「当時は民主党政権で、今後は原発が縮小していくと思ったのですが、この間前進しているとは思えず腹だたしい。当時からみんな 11 才年をとって、若いときの意気込みとは違ってきていますが、それでも粘り強く頑張っていきたい。子どもたちに安全・安心な社会を手渡したい。11 年前とは違って、ネットなどで広く取組みができると思いますので、ご一緒に力をあわせていきましょう。」

次に東北文化学園大准教授で「週刊金曜日みやぎ読者会」の馬内里美さんが発言にたつ。女川原発再稼働差し止め裁判では、原告に危険性を立証することを求め「門前払い」だったことにもやもやしたが、「週刊金曜日」4 月 7 日号には、伊方原発の仮処分について「立証責任転換論」についての記事があったことを紹介した。つまり、裁判では本来は訴訟を起こした原告側が事案に対して立証責任を負うものだが、4 大公害裁判を通じ、被告が安全について立証しなければ、その主張に不合理な点があると推認すべきだという「立証責任転換論」が原発での裁判でも取り入れられつつあり（編集注：以前の女川原発運転差止請求の民事訴訟で初採用）、水戸地裁や札幌地裁はこれを採用した。しかし、伊方での仮処分や今回の仙台地裁はこれを採用しなかった。

馬内さん自身は 2006 年に六ヶ所村再処理工場を見学するなどかねてから原発・核燃政策に反対してきたが、最近では「国策だから」「世論も変わりつつある」と諦めもよぎった。しかし諦めてはいけない。そうした巨大な相手に「尊厳をかけて闘うこと」を拠り所としていきたい。そこに損得ではなく闘う意義がある、そう力強く宣言した。

呼びかけ人の最後に、あいコープみやぎ理事長の高橋千佳さんが発言にたつ。「今日は怒りをぶちまけたい」と宣告した高橋さんは、その言葉通り、皆の思いを代弁するかのようにつげられた。「6 年前、福島から避難した子がいじめにあったとき、『震災でいっぱい死んだから、つらいけど僕は生きて決めた』と手記に書いたことを忘れることはできません。こんなことを子どもに書かせる社会に怒っています！ 私の友人は保養で北海道にいき、そのまま移住し家族がバラバラになっています」「震災当時、Radi を手にしてあちこちの公園で放射能測定をし、除染を依頼したこともありました。また、あいコープでは逐一線量を測って出荷することで、生産者を切り捨てることはしませんでした。このように人々の生活が根底から崩されたあの原発事故の教訓は何だったんですか！ ドイツでは脱原発を実現したことに比べ、何なんですか！この日本の政策転換は、60 年以上の稼働、信じられません！ 新規の原発、何を言っているんですか！」「5 月 24 日も怒っていました。差し止め裁判の判決です。原告に立証させるなんてため息しかでません。不誠実すぎます」「そしてアルプス処理水です！ 私たち全国の生協の仲間と 25 万筆の署名を集めて止めるように訴えました、どうして止まらないのですか！ 福島では漁業の本格操業がはじまったばかりです」「福島の隣県の宮城県の私たちが、原発はいらないと訴えてもいい

はずだと本当に思っています。年月がたって、怒りが薄れることもあるかもしれませんが、そのような構図にならないよう声を上げ続けています。女川原発再稼働は絶対にあり得ないと、強い信念、使命をもって、決して諦めずこれからも運動を進めていきます」と、熱量を込めて訴えた。

これらの思いのこもった発言をうけて、最後に発起人の多々良さんから、具体的な募金の方法について提案があった。(※詳細は下記サイトやチラシ参照)

今後はデザインなどの検討に入るが、さらに目標の達成に向け気運を上げるため、8月11日には小出裕章さんを招いての「スパート集会」も準備されている。ぜひ多くの方の賛同を訴えます。

(館脇)

●ストップ！女川原発再稼働意見広告(紙面デモ)  
個人1口1,000円、団体1口3,000円  
詳しくは下記参照

HP <https://stop-onagawa-nuke.jp/>

Facebook [https://](https://www.facebook.com/stop.onagawa.nuke)

[www.facebook.com/stop.onagawa.nuke](https://www.facebook.com/stop.onagawa.nuke)

Twitter <https://twitter.com/onagawaiken>

クラウドファンディング

<https://readyfor.jp/projects/stop-onagawa-nuke> (8月末まで)

※クラウドファンディング以外は9月以降も受付いたしますが、掲載予定は9月なので、できるだけ8月末までをお願いいたします。



## 仙台地裁、論理矛盾を承知で、こじつけの理由で、棄却判決を強行！

それ故、仙台高裁での逆転判決は、必ず勝ち取れると確信しています！

女川原発再稼働差止訴訟原告団・原伸雄



【写真『民の声新聞』より転載】

5月24日、原告団の求めた「避難計画の実効性の有無の審理」に対して、仙台地裁の斎藤充洋裁判長は、判決の中で、我々の訴えを以下のように整理しています。

当する本件避難計画が実効性を欠くものである場合、原告らの人格権侵害の具体的危険が存在することになる。したがって、本件避難計画が実効性を欠いている場合、本件2号機において放射性物質が異常に放出されるような事故が発生する具体的危険の主張立証がなされていなくても、原告らは被告に対して直ちに本件2号機の運転の差止めを求めることができる】この整理には誤りはありません。

しかるに、なぜ一審判決は【大事故の発生の危険性を原告ら側で具体的に主張立証しない限り、避難計画の不備を(裁判所として)判断する必要はない】と結論したのか？

そこには、論理の矛盾があることは誰が見ても明らかです。裁判所も自らの論理に矛盾があることを知りながら、差し止め請求の棄却のためにはこれしかないという理由をこじつけて判決を書いたとしか言いようがありません。では何故、裁判

【原子炉運転中に事故の要因となる自然災害等の事象がいつどのように発生するかについて、その予測を確実にすることは出来ないし、・・・原子炉施設から放射性物質が周辺環境に絶対放出されることのないという安全性を確保することは、現在の科学技術水準をもってしても達成することは困難であり・・・。またIAEAの採用する深層防護の考え方において・・・その5層の防護レベルに相

所はこんな論理矛盾に陥ったのでしょうか。

様々なことが考えられますが、裁判の仕組み上、控訴審において明らかにして行く以外ありません。私たち原告団・弁護団は、6月5日、仙台高裁に「控訴状」を提出、6月26日には弁護団を中心に練り上げた「控訴理由書」「上岡直見氏意見書」を提出して、一審の誤りをトコトン指摘追及して逆転勝利のために頑張っているところです。

ただ、確信をもって言えることは、裁判所が、論理矛盾に陥ったのは、一審における我々の90回余の情報公開請求資料に裏付けられた訴状や12次にわたる詳細な準備書面の力によるということです。

裁判所の整理の中身は、第11準備書面において「第204国会原子力問題調査特別委員会」での更田原子力規制委員長（当時）の「プラントに対する安全性を見るという責任と、防災対策をしっかり策定するという責任というのは独立して考えるべき」との発言を証拠として提出していたこと、また水戸地裁判決が、深層防護の考え方から避難計画が立法事実に基づき位置づけられていることの指摘なども反映していることは明らかです。

また、裁判所が、宮城県への「調査囑託」を採用した昨年2月の段階では、避難計画の実効性の有無に関心を払っていたことも客観的事実です。

それにもかかわらず「原告の差し止め請求を退ける」ための論理をこじつけ、「事故の主張立証がない限り避難計画の不備を判断する必要はない」と判示したことは、不可解であり理不尽としか言いようがありません。

考えられるのは、裁判所の法廷指揮の転換です。

昨年6月17日に最高裁第二小法廷は、大方の見方に反して「福島第一原発事故について国の責任はない」との判決を3対1の多数決をもって下しました。その翌月、岸田首相は、この判決に意を強くしたのか、「再稼働推進、運転期間の延長、廃炉後の新型原子炉建設」という、原発政策の大転換となる「原発回帰」政策を発表しました。こ

の最高裁、政府の動向が、進行中だった私たちの裁判に無関係と言い切れるのでしょうか。

「避難計画の不備」をもって再稼働の差し止めを認めた場合、女川をはじめ新たに再稼働をめざす7基にとどまらず、稼働中の全国の10基の原発への波及も考えられ、国の原発政策に大きな影響を及ぼすことは明らかです。我々が明らかにしてきた「改善や修正では対応できない避難計画の欠陥」は、内閣府の指導の下に策定されたものであり、ほとんど全国共通のものだからです。

私どもが着眼した「避難計画の実効性」については、この裁判を通じてマスコミの関心の高まりも手伝って、大きな世論となってきています。いつ事故が発生するのか予測することが出来ないのが原発事故です。そのことは福島の事故で立証済みです。

エネルギー問題、電力料金問題の不安に乗じて、「原発稼働やむなし」の誤った世論も見られますが、国会では「原発推進法」が強行されてしまっている今、原発事故のリスクは格段に高まらざるを得ません。万が一の時のことを考えると、避難計画の目的である「被ばくを最小限にして避難できる」避難計画への抜本的見直しは、原発立地地域のみならず全国民的課題となることは必至です。

仙台高裁での控訴審は、そうした意義も持ち、何より住民のいのちと健康にかかわる大問題である中、再稼働に向けて、行政も電力事業者もまっしぐらに突き走っている現状において、今こそ、三権分立の司法の役割の発揮が強く求められています。

私たち原告団は、裁判所が勇気をもって、賢明な判断を下すように全力で頑張ります。

多くの皆さんが、始まっている「ストップ！女川原発再稼働 紙面デモ（意見広告）運動」を成功させて再稼働ストップの世論を喚起しながら、裁判へのご支援を頂けますようお願い申し上げます。（2023年7月1日）

東北電力株主総会に初めて参加しての素直な感想

## 不良債権は早く切ったほうが…

いならば経営陣を前にして、質問したく手をあげたが、なかなかあててもらえない。まさか、やっかいな株主とみられているのかな？ そんなことはない。ようやく黄色い紙を上げて、議長から

指名があった。

2つの質問、まず一つ目、有利子負債がなんと3兆円を超える。聞き間違いかと思うほど。財務体質が悪すぎる。先に流れた動画では、電気代値

上げ、原発再稼働とかで V 字型に回復するとか。まずは、経営責任を問い質したいと思った。

二つ目は、女川原発 2 号機の再稼働に反対する立場で発言。金子勝氏も言っているように、原発は不良債権だ。止まっているときも大赤字、動かそうとしてもあちこち不具合で工事費。ひとたび過酷事故が起きれば負担は莫大。不良債権は早く切ったほうがよい。経営者として、原発を動かすことが民間会社のビジネスとして成り立つのか？ 原発を動かせば儲かるのか？

経営陣からは明確な答えはなかった。2 号機を動かせば 400 億円の改善になるとか言っていたが、3 兆円以上の借金を返せるのか？ 経営陣の給料を減額したそうだが、期末配当金はゼロなのに、株主になんらお詫びもないのでは、反省の意が感じられない。

帰ってから調べると、売上高は 1 兆円で、3 兆円の有利子負債はとて大きい。自己資本比率も 10% あたりまで落ち込んでしまった。経営陣は大丈夫かと叱咤激励しないといけない。

隣に座っていた人も同じように手を挙げていたが、最後まで当てられなかった。「議事進行」とか、

質問の時間も 2 分と制限的だ。昼までに終わりたいのが本音か？ 質問やりたい人を全部あてるべきだと思います。

(株主 小川栄造)

【編集注】6 月 28 日(水)、東北電力株主総会が、本店 1 階大会議室にて開催された。出席者は昨年の 142 名から、新型コロナが 5 類に移行したこともあり、185 名とやや増加した。今年も、株主限定でインターネットライブ中継が行われた。

会社側の事業報告等のあと、原発に偏った放漫経営で大幅な赤字決算になった責任を追及し 7 つの株主提案議案の趣旨説明を行い、事前質問 109 項目(+11 項目)への一括回答に 15 分、質疑でも株主 9 名が 3 分以上の質問をしたりひとりで 5 問質問したりするなどしたため、結局、会社側の思惑は外れ、今年の株主総会は 2 時間 23 分となった。残念ながら株主提案議案は否決されたが、「発電原価及び単価の公開」は 2,145 万株(6.72%)、他の議案にも 1,722 万株(5.41%)以上の賛成があり、「特別顧問制度の廃止」には 7,586 万株(22.37%)の賛成があった。

(株主 S)

## 仙台市へ女川原発再稼働に賛成するなと要請

6 月 13 日、脱原発仙台市民会議が 12 団体と共同で、郡和子仙台市長宛に「東北電力株主総会に関する大株主仙台市への要望書」を提出、女川原発 2 号機の再稼働に反対するよう要請しました。また石神町内会(仙台秋保町)が「要望書」と「質問書」を提出。参加者は市民 15 名、市会議員 2 名(社民党・共産党)の計 17 名でした。「国が 60 年延長運転を認めた中で女川原発再稼働を仙台市は賛成しないでほしい」と切に要望しました。

### ●防災計画課長は東北電力や宮城県の対応を積極的に評価

この日、財政課石川課長は「エネルギーの安定供給・持続可能な社会の実現を仙台市はめざしているので、その立場で対応したい」、地球温暖化対策推進課菅原課長は「カーボンゼロをめざす立場で検討したい」と答え、二人は慎重な答えに終始しましたが、防災計画課の鈴木課長は「ミサイル攻撃への対策も東北電力は考えている」「宮城県は避難計画作成に努力されている」と、何度も「原発再稼働」を是認するような発言をしました。

### ●石巻裁判で避難計画の実効性がないことが判明

防災計画課鈴木課長が「回答の時は避難計画に

ついてお答えすることになる」と発言したので、シニアワーカーズコープ仙台の森田氏が「石巻裁判では斎藤裁判長が避難計画の是非の判断を回避した」と指摘。それに対して鈴木課長が「宮城県は避難計画作成に努力している」と答えたので、市民会議の広幡が「その発言は聞き流せない。あの裁判では避難者の放射能汚染をチェックする場所に宮城県と東北電力から何人配置されるかが質問され、人数は確認できたが、実際の配置者はまだまったく決まっていないことが明らかになった。だから避難計画はまったく机上の計画で実効性を伴っていない」と批判しました。



### ●仙台市、東北電力株主総会で女川原発再稼働に賛成～それでも「原発再稼働に賛成ではない」と財政課長が答弁。

脱原発仙台市民会議は、「原発に依存しない株

主提案」に賛成するよう要望しましたが、その回答説明会を7月11日仙台市が実施しました。市民17名と市議員1名が参加し、1時間半の懇談でした。

最初に原子力発電の安定供給性について、風の会須田さんが「火力発電等と比べ災害時に一番立ち上がり遅い脆弱な電源、13年も稼働しない原発に安定供給性はない」と指摘。経済性も「女川2号機の安全対策工事費5,700億円や特重（テコ対策）施設に1,400億円、計7,100億円が費やされ、一番原価の高い発電所となっている」と明快な説明。同じく風の会の宇根岡さんは「6号議案の電力システムの改革を早急に実施しなければ、電力の自由化は進まない」と指摘。また電力消費量の推移グラフを準備した市民会議の太斎さんは「消費電力量のピークは2007年・2010年

で、その後の人口減少に合わせて消費量が減少している。今や女川2号機が稼働した1995年当時の数値になっている。東北は日本一の減少地域なので、今後消費量の減少に拍車がかかる。ガソリンスタンドが電気を売る時代になっているから、電気の小売の敵も増える。もはや何千億円投資しても回収できない時代になっている」と東北電力の今後の経営の見通しを説明。

石巻市から参加された原さんが「避難計画の実効性が問われる。受付ステーションは無いほうがいい」と指摘。すると財政課長が「仙台市が女川原発再稼働に賛成しているわけではない」と発言。すると、議案に「棄権の道もある」と秋保町大場氏が指摘しました。

（広幡）

### 「第164回女川原子力発電所環境調査測定技術会」傍聴記 ――電力の方へ、基本的な説明はしっかりして欲しい――

2023年5月11日に「第164回女川原子力発電所環境調査測定技術会」を傍聴してきました。簡単に気になった所だけを報告します。

傍聴は、私含め3名+電力関係2名で、マスクは2名、早めに帰ったようでした。

委員は24名中21名の出席でした。学識経験者は、7名全員が出席でした。（素晴らしい。）  
○新しく千葉章会長（宮城県復興・危機管理部長）、鹿野浩副会長（宮城県復興・危機管理部危機管理監）が選出された。

○千葉章会長が議長で、いつもの通り「放射能調査結果」と「温排水調査結果」が報告され、評価し了承された。

・当日の資料は、後日宮城県のHPへ掲載されるはず。（但し遅いです。）

[協議会・技術会・監視検討会 会議資料・議事録 - 宮城県公式ウェブサイト \(pref.miyagi.jp\)](#)

●（資料1-1）で一通り「放射能調査結果」の説明が終わった後、岩崎（智）委員から、福島原発でトリチウム水の放出が問題になっているが、宮城県としてどう対応するのか、との質問があった。結局、トリチウムの測定値の増加が検出されたとき、原因が女川なのか福島なのか、その他なのかの分別をする対策が必要とのことで、宮城県も意見として受け止めていた。関根委員からも、検討して県民へ説明できる様に、との意見があった。

●（資料-4）「女川原子力発電所の状況について」のP1の2号機関連事故について、P4の「燃料交

換機の燃料つかみ具用電磁式ブレーキの電源装置の不具合」に詳細があり。2023.3.15にブレーキが作動し解除できなかった。電源装置の不具合が原因。当面は、1号機の電源装置を使用する。その後新品へ交換するとのこと。

※（資料4）アドレス

<https://miyagi-kazenokai.com/wp-content/uploads/2023/05/20230511.pdf>

委員から、電源装置の不具合は経年劣化か？予想して取り換えできないのか？などの疑問が出されたが、スッキリした回答はなかったようでした。

●（資料-4）のP5～8の「女川原子力発電所 情報公開基準について」

事象の重要度に応じた公表時期などを整理し、分かりやすい情報発信に努めるとのことである。

それでさっそく委員から、「燃料つかみ具用電磁式ブレーキの電源装置の不具合」はどの区分に該当するのかと質問があり、Ⅲであると返答したが、今回の会議の終了間際に、Ⅲではなかったと修正した。（会話を聞いていて理解できなかったので、会議終了後に東北電力の方に確認したら、説明が間違いで、点検中のためⅢではなくⅣ、とのことでした。電力社員もメンバー交代で大変なようですが、基本的なところで間違わないで欲しいなと思いました。）

○次回は、8/9（水）午後 仙台で開催とのこと。  
（2023.5.11.記） 兵藤則雄

## 「第164回女川原子力発電所環境保全監視協議会」傍聴記

…委員からは、他愛もない指摘だけ…

5月25日、女川町役場1階生涯学習センターホールで開催された監視協議会に出席しました。傍聴者は5、6人でしょうか。委員の参加者は35名中25名でした。詳しくはわかりません。

宮城県と東北電力から説明がありました。

その後、女川町長が、資料のグラフの「縦軸・横軸の単位がわからない。これで説明したといえるか。理解した人がこの中で何人いるか。手を挙げてほしい。」と迫る場面がありました。〈寺間局における超過時のスペクトルデータ比較〉

私が注目したのは

- ① 2023年3月8日、東北電力が水素防護対策に係る「原子炉施設保安規定変更許可申請」を原子力規制委員会に行ったこと。

- ② 女川原発2号機燃料交換機の燃料つかみ用具電磁式ブレーキの電源装置の不具合について〈今度は2号機のクレーン〉

- ③ 女川原子力発電所構内における負傷者発生について

いずれ資料は公開されると思いますが、何か起きても「安全」と開き直す姿勢は、問題と思いました。電源装置がどうして不具合を起こしたのか、全く不明です。新品に代えれば良いとの考えです。労災問題も、横転しないように誘導員の配置とか、人的配置を含め、二度と労災を起こさない対策こそ必要と思うのですが、委員からは、「経験上午後2時頃起こしやすい」など、他愛もない指摘だけでした。

個人的な感想でした。(女川 高野博)

## 大崎から～悲観、楽観、いずれにしても…

大崎市 芳川良一

今回のreportは、前号(2-124号 2023年5月)で原稿の締め切りに間に合わなかった、大崎市民集会から始めたいと思います。そのあと大崎住民訴訟について、大崎市が行おうとしている放射能汚染廃棄物の県外処理問題について、そして最後に7月9日の矢ヶ崎克馬氏講演会について、と述べていきます。

いまは、大崎住民訴訟がわたくしたちの最大の関心事になるわけですが、しかし他の件も住民訴訟に密接に関連しています。共通するごみ焼却問題、殊に放射性物質汚染廃棄物問題は、実に幅が広く、奥が深いのです。燃やせ、燃やすなですまない、人権や住民自治に関わり、憲法や地方自治法なども視野に入れておかないといけません。そして、さらに人類史の大テーマである核や原子力の問題に行きつきます。いわば現代的な、無限とも言える課題が浮き出てきます。

その辺のところを、拙いreportから汲み取っていただけたら有難いと願っています。

### ○大崎市民集会開催

5月14日に古川教育会館で市民集会を開催しました。参加者は40数名。

ミュニシパリズム(地域主権主義)と放射性汚染廃棄物焼却を繋げて考えてみようという趣旨で

開催しました。主催は大崎耕土を放射能汚染させない連絡会です。ミュニシパリズムについては連絡会の副会長で徳島大学名誉教授の中嶋信氏、焼却については東北大学大学院農学研究科学術研究員の嶋原敦子さんをお願いしました。嶋原さんには、宮城県における焼却問題の経緯をよく調べ整理していただき、放射性物質汚染廃棄物焼却を市民目線から捉えたうえで、理路整然と、しかし熱く説いていただきました。

ミュニシパリズムは、最近欧州の市民運動で展開されている地域主権の考え方、或いはそのネットワークを意味しますが、分かり易く言えば、昨年杉並区の区長選挙で当選した岸本聡子氏の主張がそれに当たります。YouTubeで簡単にヒットしますので検索してみてください。わたくしも彼女の著書を2冊読みました。

さて、中嶋先生が紹介したミュニシパリズムと、嶋原氏の講演が、実によくコラボしました。嶋原さんの市民目線の主張の中でわたくしの印象に強く残っていることについては、あとで数点あげておきたいと思いますが、目からうろこの的もありました。45分で纏めていただくようお願いしたのですが、26頁に亘るスライドを見事に時間内に収めていただきました。この講演はたいへん好評で、参加した方から自分のところでもお願いしたい、という声の一つならず聞こえてきまし

た。実はわたくしもいま、市民集会のパート2を考えています。同じ中嶋+嶋原で、いずれも時間不足のため駆け足だったところを補足していただき、さらにもっと意識的に両方の主張を繋げることをお願いしようと思っています。

さて、嶋原さんの講演でわたくしが印象深かったことですが、

- 宮城県の一斉焼却を、「国が処理」→「発生県内で処理」→「圏域内、自治体で」という流れと分析
- 公害問題の原則「汚染者負担」の形骸化 責任主体の転嫁 自治体への締付
- 原子力（核）は中央集権的支配の強化＝自治領域の浸食

まさにミュニシパリズムの捉え方です。さきほど目からうろこと言いましたが、それは

- 国内環境法制度内矛盾は汚染廃棄物処理を推し進めるために敢えて矛盾を残している

ということなのです。たとえば、海洋汚染防止法未整備は汚染水海洋放出を実行するためだと、なるほどと合点がいきます。土壌汚染防止法も汚染土壌を資源と称して再生利用することを容易に進めるため、ということになるのでしょうか。いつものことながら国はなかなか狡猾です。

## ○大崎住民訴訟 いよいよ結審 判決は10月4日（水）13時10分～



大崎住民訴訟は5月29日の第20回口頭弁論期日で結審しました。判決言渡しは10月4日と決定しました。提訴から結審まで4年半、判決までは実に5年です。長い道のりでした。この間に124人居た原告も7人も欠けたと聞いています。年月の長さを感じます。

わたくし個人について言えば、その間の最も大きな出来事は、原告本人尋問があります。本人尋問の内容は、放射能拡散による様々な人間関係の歪みにこころを痛めたこと、孫たちをいかに放射能から遠ざけるか腐心したことでした。その孫たちもこの4年半の間に小学低学年からもう中学生です。裁判は時間がかかるということを実感させられました。

この間裁判体も変わりました。裁判長と、右陪席裁判官も異動で替わりました。この交替もわれわれにとって大きな出来事でした。話が裁判長に

及んだので記しますが、わたくしたちの大崎住民訴訟とそのつい数日前（5月24日）判決となった女川原発再稼働差止め訴訟の裁判官が一緒なのです。それは避難計画の実効性を問う住民訴訟で、なんと実効性を審理するまでもないと住民側の主張を退けたのです。当然新聞でも散々司法の在り方について物議をかもしました。不誠実とまで酷評もされました。

さて、結審はしたもののどんな判決が出されるか、差止め訴訟と同じように入口で跳ね返されてしまうのか、いわゆる門前払いですね、とても不安ではありますがありません。これはまったくのど素人の憶測ですが、「被告による試験焼却は申し合わせ、覚書違反には当たらない。セシウムが煙突から漏れていることは間違いない。しかしモニタリングのデータはすべて基準値以内であるし、それが人体に重大な影響を及ぼすと原告は立証していない。よって、人格権の侵害にはあたらず、内部被ばくの機序を審理するまでもない」と。すくなくとも差止め訴訟の判決の延長線から言えば、そういうふうに悲観的になってしまいます。

しかし、別の推測もできなくありません。それは、11人にも及ぶ弁護団の一丸となった執拗な食い下がりと言得戦術です。原告本人尋問も、一旦は却下されたものをひっくり返して、実現に漕ぎつけました。専門家の証人尋問も、裁判長により二度も却下されたものの、それに代わる方法として法廷でのDVD上映を実現しました。若い裁判長に司法の在り方を諭す、まさにそんな感じです。これに心動かされないはずはないというか、原告本人尋問とDVD上映は、裁判官の心の揺らぎの現れではないでしょうか。そう考えると期待もできなくはない。さらに弁護団は、こういうことも言っています。「結審から判決まで正味4ヶ月。入口で突っぱねるなら、判決を書くのに4ヶ月も要らない。きっと良い判決を書いてくれるからなのだろう」と。

悲観、楽観、いずれにしてもこれから4ヶ月は長い。

さてその第20回口頭弁論期日について、そのときの様子を少し書いておきます。

当日は傍聴人が50人ほど、原告席、被告席に各々10人ほど。101号法廷は70人ほどの人で埋まりました。

まず原告側が用意した専門家のインタビュー方式のDVDが上映されました。最初に青木一政氏によるバグフィルターからセシウムが漏れ出る仕組みについて、次に琉球大学名誉教授の矢ヶ崎克馬氏による内部被ばく・外部被ばくの機序について、あわせて40分ほど行われました。（動画はYouTubeで公開）。青木一政氏ビデオ



<https://youtu.be/znUHksdyF84> 矢ヶ崎克馬氏ビデオ <https://youtu.be/arGpJHdDpUg>。

そのあと最終口頭弁論として、松浦弁護士が訴訟の経緯と立証項目を述べ、「平穩生活権の侵害は具体的に発生している。しっかり検証して判決を書いてほしい」と結びました。それに続き青木弁護団長は「被告は地方自治の原則について検討していない。それを批判するのが司法の役割」であると説論しました。

その後、裁判長からの判決期日の告知がなされ、閉廷しました。

## ○大崎市が放射性汚染廃棄物を県外事業者に委託処理することについて 宮城県に情報開示請求

前号 2-124 号でかなりの紙幅を占有し長々と述べましたが、その続きになります。

大崎市の部分開示文書からは一部黒塗りされていたもののいろんなことが読み取れました。まずスケジュールです。4 月中に補助金申請や交付決定を済ませた後、5 月連休明けで準備出来次第契約締結を行うと記載してありました。関係者の間で手続き遅れの情報が噂されていたので、5 月末に確認のため市の環境保全課に押しかけたところ、やはり環境省との補助金（放射性物質汚染廃棄物処理事業費補助金）についての調整が遅れていて、調整がつくのは7月にずれ込みそうだということでした。ということは契約締結まで3ヶ月遅れを見込まないといけなさそうな状況です。我われの開示請求の次のターゲットが契約締結に関わる文書なので、その間動きようがないわけです。

そこで、大崎市と業者間の契約締結までの間に、宮城県に行政文書開示請求をすることにしました。開示請求に動いたのは6月13日です。請求内容は、次の2点です。

- ① 環境生活部放射能汚染対策室伊藤室長他計3名の2022年10月19日の出張・打合せに関するすべての文書
- ② 大崎市の農林業系廃棄物県外処理事業に関するすべての文書（大崎市、環境省、委託業者との交信記録・議事録他）

それに対し、6月16日付けで、決定期間延長通知書が送られてきました。決定期間の6月27日を8月31日まで延長する、その理由は「請求のあった行政文書の特定に時間を要し、時間内の事務処理が困難なため」とありました。2ヶ月も待て、というものです。はいそうですか、分かりました、というわけにはいきません。何か魂胆がありそうだ、ということで、6月26日に大崎連絡会会長他計3人で県の放射性物質汚染廃棄物対

策室（放対室）に押しかけました。

特定に時間がかかるということだが、どういふことか、少なくとも①については日付も事案もはっきりしているのですぐにでも開示できるのではないかと詰め寄ったわけですが、放対室の方は文書課との相談で一括開示方針をとった、というわけです。当方として、改めて①と②は分離する。①を先行しできるだけ早く、②についてはいったん取り下げ、再度開示請求をする、と伝えました。

結果として①については1~2週間以内、②は7月末までに開示する、ということで納めました。

2ヶ月の延長は、契約締結が終わってからの開示ということだったかも知れなかったし、ほんとうに事務負担増を避けようとしただけのことだったのか分かりません。いずれにしても、7月末までには、主体的に動いている県の情報が得られるものと期待しているところです。

## ○矢ヶ崎克馬琉球大学名誉教授 講演会



7月9日に大崎住民訴訟を支援する会の主催で矢ヶ崎名誉教授の講演会が開かれました。矢ヶ崎先生は先述したとおり第20回口頭弁論期日で、DVDという形でしたが、専門家証人尋問をされました。9日は講演のためにわざわざ沖縄から飛んでこられました。科学的真理に対する情熱と我われの大崎住民訴訟への理解に感謝し、頭の下がる思いです。主催してくれた支援する会とともに、矢ヶ崎先生のご厚意を目の当たりにして、あらためてこの訴訟は勝たないといけないと感じたものです。

冒頭の挨拶で青木弁護団長は、終結したから終わりではない、引き続き良い判決を出させるための努力をしていくので皆さんもご協力を、という趣旨のお話をされましたが、そのことも勝たねばならないという気持ちを強くさせてくれました。前述のど素人の悲観的憶測で「被告による試験焼却は申し合わせ、覚書違反には当たらない」などと不用意に書きましたが、青木弁護団長に、或いは弁護団のみなさんに、叱られてしまうかもしれません。弁護団長は、申し合わせや覚書は守らなければ違反になるという「規範的効力」なのだと思っているのです。

原告の一人として、支援する会、矢ヶ崎先生、

そして弁護団、ご関心を寄せ支援を続けてくれる皆様に、感謝いたします。

さて当日は、会場となった仙台弁護士会館に58人、同時配信のZoomに22人の、合わせて80人の参加者がありました。演題は『内部被ばくの危険性』。わたくしは矢ヶ崎先生にお目にかかったのは初めてでしたが、一見して科学者としての誠実さを感じたものです。講演は、いろんな事象に亘っての「恐ろしい!」という感嘆と怒りに満ちたものでした。国際基準を定めるところのICRPやIAEAが如何に科学的でないか、さらにそれに輪をかけて日本政府が(そのICRPやIAEAさえ)捏造や隠蔽を加えて国民を欺き通している実態、またそれを取り上げない日本のジャーナリズムを批判します。その嘆きと怒りの基本には、事実をありのままに認識することが民主主義の土台だという信念があり、その矛先は現状の日本の民主主義に向けられています。「日本は平和・民主国家ではないのか?」と。

この度の講演で強烈な印象を受けたのは、バグフィルターの捕捉率が60%しかない、と論証されたことです。裁判では、排ガス測定で漏れていることは立証されましたが、このたびの40%漏れは、実に分かり易い論証です。それと、年間1mSvの基準の意味ですね。年間1mSvが両義的にとらえられています。1mSv/yも守り切りないという肯定的な基準であり、反面1mSv/yは他の環境基準の400倍もの値であり、これで人間生存が保障できるのかという否定的な基準としてです。この1mSv/yを追及していくと、日本の被ばく防護の現状がみてとれるのではないかと気が付きました。

まあ、わたくしの偏ったしかもピント外れの印象より、実際の講演を見ていただいた方がよろしいかと思います。このたびの講演はYouTubeにアップされていますので、ぜひご視聴ください。  
<https://youtu.be/1fIUMwZp6q8>  
(7月10日記)

## 暮らしを奪う汚染水放出

石巻市十三浜 佐藤清吾

私は、石巻十三浜漁協の一員として、福一（福島第一原発）の汚染水の海洋放出に一貫して反対を表明してきた。

日本の食料自給率は現在、実質30%に低迷しているのに、汚染水放出は国内の水産食料自給率をさらに低下させることになり、我が国の食料安保の意味からも決して許してはならない。それだけでなくとも今日本の国力の低下はOECD中の最下位にまで落ち込み、国連からも日本は「貧困国である」という不名誉な認定を受け、食料の入札競争では常に他国の後塵を浴びるという時代になっている。この問題は、漁業関係者だけの問題ではなく、多くの国民の危惧している問題なのだ。こういう時代に国内の水産食料の大産地の海洋を放射能で汚染して、漁業から関連産業まで国民の暮らしを奪う愚挙を国は進めようとしている。

この汚染水にはトリチウムに限らずそれ以外の基準を超える放射性核種が11種も含まれている。しかし、国はそのことをすべて隠して汚染水をたれ流そうとしている。

また、国は、福一には2023年4月現在、汚染水が133万トン貯留されており、この汚染水の貯留限度が137万トンなので、今夏にも放流

しないとタンクが満杯だと危機感を強調している。国はタンクの増設地が無いという前提でこの情報を流しているが、それは、全くの嘘である。

福一は事故以前に7～8号の原発を増設する目的ですでに用地は確保しているし、そのほかの残土捨て場用地も確保済みなのだ。さらに周囲に民有地がいくらかもある。汚染された土地の所有者は、持っていても無価値なので、譲渡の申し入れがあれば、いくらかでもタンク用地として譲るとまで言っているのに、国も東電もタンク増設の意思が無く、あくまでも海洋投棄が「効率的」だとしてこの方針を強行しているのである。

この暴挙に対して全漁連は大反対しており、特に、直接影響の起きる福島、茨城、宮城、岩手の漁連、漁協は絶対反対の姿勢を崩していない。

私は先月、十三浜漁協で、この汚染水問題について東電、経産省、水産庁を呼び、漁民に説明をするようにと申し入れて、説明会を開催させた。国と東電は相も変わらず、海洋投棄以外の手段は考えておらず、その方針への協力と合意を我々に求めた。十三浜漁協としては、それ以外の処分法を検討するように要求した。具体的には、何百万トン単位の大型タンクを増設し、放射能が減衰す

るまでの期間、陸上保管をするよう求めたのだが、国も東電も金のかかるこの案を呑む気はなかった。

一方で、国は、万一の実害や風評被害への対応基金として 300 億円用意しているうえに、500 億円の基金の創設を予定しているとまで語るのに、漁民たちは、それだけの金があったら、巨大タンクの 3 つや 4 つは簡単に作れるだろうと迫ったが、その案にも国も東電も従う気は示さず、平行線のままだった。

この福一の汚染水問題は極めて深刻な問題だが、これは、氷山の一角に過ぎない。なぜなら、国中の原発から出ている使用済み核燃料の再処理工場の本格稼働（予定では 2024 年上期）で出る汚染水は、福一の汚染水とは比較にならぬほど猛烈な放射能を含んでいるからだ。各原発が放出する一年分の放射能を核燃再処理工場は一日で放出するのである。福一は年間の放出限度を 22 兆ベクレルとしているが、六ヶ所再処理工場からの放出は 33 京ベクレルともいわれている。これを国は 30 年も前に認可しているのである。30 年前の日本は、金もあり豊かであった時代で、三陸の海からの水産食料が取れなくても外国からいくらでも買えるという慢心があったの認可であったろう。だが、今の日本は国連も認める貧困国である。そういう国力の衰えも自覚せずに世界の三大漁場の一つと言われる三陸の海洋資源喪失をまったく顧みることもしない。一度汚染された海の豊かさは、

どんなに大金を積み上げてでも買うことはできないのだ。この国の愚かさを慨嘆するばかりである。

「人間には放射能汚染水を無毒化する技術もなければ、自然にもない！ こういう危険なものを環境に流すのは間違っている」と小出裕章さんは語っている。もっともなことだ。

2023 年 4 月

（『プチの大通り 134 号』2023 年 6 月 20 日より転載）



## ちょこっと心に刺さってくれたら…



「脱原発金曜スタンディング」を始めてから 2 年が経ちました。最初は、松原くに子さんと私で、夜の“金デモ”に出られない人のために昼間に何かしよう、ということで始まり、(2021 年) 11 月の県知事選までのつもりでした。しかし女川原発再稼働を狙う村井知事の再選となり、やめるわけにはいかなくなり、気がつけば 2 年が過ぎてしまいました。途中からは福島の高放射線量のところを写真に撮っている飛田晋秀さんの写真のパネルを持って立ってもあります。

デモと違い、話しかけてくる人がいるのがスタンディングの醍醐味です。喜んで原発反対、村井知事ひどいよね、と話しかけてくる人、逆に、原発がなければこれから先無理でしょう、とか、汚染水とか言うのはおかしい、処理水でしょう、とか、科学的に海に流しても問題ない、とか言ってくる人もいます。そういう人たちは反論しようとすると逃げます。言いはなしです。飛田さんの写真に、福島イメージが悪いからやめてほしい、とも言われました。

そういう時はお話ししたいですね。

いろいろな人がいる中で、原発反対の人たちが金曜日に立っていることが、ちょこっと心に刺さってくれたらいいと思って、これからもお屋に立ちます。毎週金曜日 12 時から 13 時、仙台 FORUS 前です。良かったら、ご参加ください。

(立石美穂)

## あらかぶさん（被ばく労働裁判の原告）のお話を聞く会

日時：8月20日（日）14時30分～ 会場：仙台市市民活動サポートセンター第5研修室  
主催：みやぎ脱原発・風の会 メール [hag07314@nifty.ne.jp](mailto:hag07314@nifty.ne.jp) 090-8819-9920  
協力：福島原発被ばく労災損害賠償裁判を支える会/ピースサイクル全国ネットワーク

## 2023 夏、「ピースサイクル」が女川原発まで宮城県内を走ります！

8/18（金）東海村出発→8/19 いわき市→8/20（日）福島市→仙台市内到着・交流会  
8月21日（月）9時 東北電力本店申入れ予定 ～石巻市～女川町内  
8月22日（火）女川町内～女川原発ゲート前～石巻市内・交流会  
8月23日（水）石巻市～一関市→8/26～8/28 六ヶ所行動【再処理工場等核施設抗議行動】

## 【インフォメーション】

[詳細はそれぞれの主催者に確認して下さい]

### 第490回 脱原発みやぎ金曜デモ

日時：7月28日（金）元鍛冶丁公園  
（18時15分集会、18時30分デモ出発）  
主催：みやぎ金曜デモの会（代表 西）  
〈連絡先〉090-8819-9920（館脇）

### ふるさとを返せ！津島原発訴訟控訴審

第5回口頭弁論 仙台高裁101号法廷  
7月21日（金）14時30分～

### 「第88回甲状腺エコー検査inわたり」

日時：7月29日（土）10時～13時  
会場：悠里館3F 視聴覚ホール  
主催：放射能問題支援対策室いずみ  
TEL 022-796-5272 Eメール [izumi@tohoku.uccj.jp](mailto:izumi@tohoku.uccj.jp)

### 「子ども脱被ばく裁判」控訴審

『親子裁判（国賠訴訟）』第7回口頭弁論  
7月31日（月）15時～ 仙台高裁 101号法廷  
【仙台弁護士会館4階】13時～学習会  
「国連特別報告者の訪日調査について」  
講師 田辺保雄弁護士 16時～報告集会

### 女川から未来をひらく夏の文化祭 2023

日時：8月12日（土）10時～17時  
会場：女川町まちなか交流館〈入場料無料〉  
主催：「女川から未来をひらく夏の文化祭 2023」  
実行委／共催：女川から未来を考える会  
問合せ先 [Tsuchiya\\_sat@mac.com](mailto:Tsuchiya_sat@mac.com)（土屋）

### 「ふるさと喪失・宮城」訴訟控訴審 結審

第7回口頭弁論 仙台高裁101号法廷  
9月11日（月）13時30分～  
【報告集会】仙台弁護士会館

### 原発避難者追い出し裁判控訴審 判決期日

9月27日（水）14時30分～ 仙台高裁

### 放射能汚染廃棄物の焼却差止め大崎住民訴訟

判決期日 仙台地裁101号法廷  
10月4日（水）13時10分～  
【報告集会】仙台弁護士会館4階

## 【編集雑記】

●7月10日、原発避難者追い出し裁判控訴審第1回口頭弁論が仙台高裁 101号法廷であり、支援等約40名が傍聴。控訴人（被告）Aさんの意見陳述と柳原弁護士の控訴理由書陳述の後、第3民事部瀬戸口裁判長が突然「結審」と判決日を言い渡し逃亡。怒りの報告集会に。別冊に抗議声明。（空）

## 【もくじ】

- 国策に異議あり！ ……………1
- 仙台地裁、論理矛盾を承知で、こじつけの理由で、棄却判決を強行！ ……………3
- 不良債権は早く切ったほうが ……………4
- 仙台市へ女川原発再稼働に賛成するなと要請 ……5
- 基本的な説明はしっかりして欲しい ……………6
- 委員からは、他愛もない指摘だけ ……………7
- 大崎から～悲観、楽観、いずれにしても ……………7
- 暮らしを奪う汚染水放出 ……………10
- ちょこっと心に刺さってくれたら ……………11
- インフォメーション ……………12

## 【別冊もくじ】

- 数値は語る、硫化水素流出事故の“真”の原因…1
- 硫化水素流出事故の情報公開顛末記 ……………4
- 女川原発アラカルト ……………5
- 脱原発みやぎ金曜デモ ……………7
- 汚染廃棄物「焼却」をめぐる動き ……………7
- 【抗議声明】7月10日第1回弁論だけで審理終結した、仙台高裁第3民事部に抗議する……8